

保護者各位



認定こども園 舞戸保育所  
園長 吉田 諭大

## 児童家庭調書の見直し・ アレルギー疾患生活管理指導表提出のお願い

家庭と園児の実態を把握して適切な保育につなげるため、毎年、全園児に「児童家庭調書」の提出をお願いしています。

つきましては、新年度に向けて記載内容の見直しをお願いします。**4/2(木)まで**に提出をお願いします。

※ 全てえんぴつ書きにしてください。(変更箇所だけ消しゴムで消し、書き直して提出してください。)

※ 昨年度えんぴつ書きで提出されなかった方は、再度、えんぴつ書きでの記入をお願いします。



また、アレルギー疾患(食物アレルギー・アナフィラキシー・アレルギー性鼻炎・気管支喘息・アトピー性皮膚炎・アレルギー性結膜炎等)により園生活において特別な配慮や管理が必要な子は「アレルギー疾患生活管理指導表」の提出をお願いしております。

かかりつけ医の診断を受けて記入してもらい(※保護者が記入する用紙ではありません。)、**4/2(木)まで**に提出をお願いします。(※用紙が必要な方はお申し出ください。)

生活管理指導表は、健康保険の適用にはならず自由診療となるため、文書料などが発生する場合がありますが、園児の安全を第一に考えた取り組みですので、保護者の皆様のご理解ご協力をお願いします。

乳幼児期は成長の過程により症状が緩和したり、悪化したり、または新規に発症したりと状況が変化します。管理指導表は一年ごとに更新して提出してもらうことが望ましいです。その子に応じた適切な対応のために、今後も**年1回の更新を基本**として提出をお願いしていく方針です。また、園での配慮が必要な新しいアレルギーを発症した場合は、随時提出していただくことが必要です。

現在、食物アレルギーにより給食で食物除去の個別対応を行っている子につきましては、生活管理指導表の提出があるまでは保護者の申告にて食物除去を行います。除去の過不足につながる可能性があります。早めに適切な診断を受け、生活管理指導表を提出していただくようお願いします。

なお、食物除去の解除は保護者からの書面申請(連絡帳などへの記載)で可とします。家庭で十分繰り返し当該食物を摂取し、かつ症状を認めないことを確認させていただきます。

\* アレルギー疾患生活管理指導表は、園生活において特別な配慮や管理が必要な場合に限り、医師に記入してもらい、提出するものです。(※保護者が記入する用紙ではありません。)

\* 現在アレルギーのない子、アレルギーはあるけれども特別な配慮や管理が必要ではない子の提出は不要です。  
ただし、園での配慮が必要な、新しいアレルギーを発症したり、アレルギーが悪化したりして配慮や管理が必要となった場合は随時提出してください。

\* 提出していただいた調書・指導表の情報は園全体で共有しますが、外部に漏れることのないよう、十分に管理を行います。